

# 第9章

## 貿易関連投資措置

### 1. ルールの外観

#### (1) ルールの背景

1980年代後半以降、世界各国の海外直接投資は大きな伸びを示したが、投資受入国、特に開発途上国においては、自国産業の保護・育成、外貨流出の防止等の観点から、外国からの投資受け入れに際し、様々な要求が行われる場合がある。

このような要求の例としては、ローカルコンテンツ要求（国産品の購入又は使用の要求）、使用部品の製造要求、輸出入均衡要求、国内販売要求、技術移転要求、輸出要求（生産量の一定割合を（特定の地域に）輸出することに対してインセンティブを与えるもの）、出資比率規制、為替規制、送金規制、ライセンス要求、雇用規制等が挙げられる。これらの投資措置の一部は、強い貿易歪曲効果を有し、GATT第3条及び第11条に反するため禁止されている。

投資規制に関する国際規範は従来から存在するが、ウルグアイ・ラウンド交渉が終結するまでは、規律内容及び対象国の点で限定的なものにとどまっていた。例えば、経済協力開発機構（OECD）の「資本移動の自由化に関するコード」において、加盟国は直接投資について幅広い自由化義務が課されているが、係る義務については、各国は自由に留保を付すことができることになっており、実際に各国は多くの留保を付している。また、二国間条約等においても、投資一般について最恵国待遇を約束しているものはあるが、内国民待遇まで認めているものは多くない。1994年11月に採択されたAPECの投資原則は、最恵国待遇及び内国民待遇を含め、投資全般に関するルールを定めたものであるが、拘束力を有しないものである。

#### (2) 法的規律の概要

1947年のGATTにおいても、内国民待遇付与の規定や数量制限禁止の規定に違反する投資措置は禁止されていたが、禁止される措置の範囲については明確ではなかったため、ウルグアイ・ラウンドでは、貿易に関連する投資措置（Trade-Related Investment Measures、略して「TRIMs」）の規律の在り方が議論され、WTO協定の附属書1A：物品の貿易に関する多角的協定の一部として「貿易に関連する投資措置に関する協定」（TRIMs協定）が合意された。同協定は、輸入産品を課税、規則等の面で、国内産品に比べ差別的に取り扱ってはならないとするGATT第3条の内国民待遇及び第11条に規定される輸出入数量制限の一般的禁止に違反するTRIMsの禁止を規定し、特にローカルコンテンツ要求、輸出入均衡要求、為替規制及び輸出制限（国内販売要求）といった措置（図表Ⅱ-9-1）をTRIMs協定の附属書の例示表に示して明示的に禁止した。また、禁止の対象となる投資制限措置には、法律等により強制的に課されるもののほか、他の優遇措置（補助金、免税等）を得るための条件とされるものも含まれることを規定した（図表Ⅱ-9-1に示されたTRIMsは、あくまで例示であり、TRIMs協定により禁止されるものはこれらに限定されるものではない）。同協定は、加盟国に特に新しい義務を課すものではないが、1947年のGATT上の義務が明確化されることによって、各国の措置のGATT整合化が促進されることが強く期待されている。WTO協定発効後、当該措置の実施国は、図表Ⅱ-9-2に該当する場合を除き、所定の経過期間内に措置の是正を要求されることとなる。

&lt;図表 II-9-1&gt;明示的に禁止された TRIMs の例

①ローカルコンテンツ要求	進出企業に対して、国内製品の購入・使用を要求する措置。特定の製品、製品の数量若しくは価格又は当該企業の現地生産の数量若しくは価格の比率のいずれかを定めているかを問わない。（GATT第3条第4項違反）
②輸出入均衡要求	進出企業に対して、輸入品の購入・使用を、自社の輸出額や輸出量に応じた額に限定する措置。（GATT第3条第4項違反）
	進出企業に対して、国内生産に使用される製品の輸入を、一般的に又は自社の輸出額や輸出量に応じた額に制限する措置。（GATT第11条第1項違反）
③為替規制	進出企業に対して、自社の輸出額や輸出量に応じた額に外貨の調達を制限することなどにより、生産に使用される製品（部品等）の輸入を制限する措置。（GATT第11条第1項違反）
④輸出制限	進出企業に対して、現地生産した製品等の輸出又は輸出のための販売を制限する措置。特定の製品、製品の数量若しくは価格又は当該企業の現地生産の数量若しくは価格の比率のいずれかを定めているかを問わない。（GATT第11条第1項違反）

&lt;図表 II-9-2&gt;TRIMs 協定の例外的規定

①経過期間	協定に適合しないTRIMs（当該TRIMsは協定発効後90日以内に通報することを要する）については、先進国は2年、開発途上国は原則5年、後発開発途上国は原則7年以内に撤廃する。
②開発途上国例外	開発途上国は、実施しているTRIMsがGATT第3条又は第11条違反を構成するものであったとしても、開発途上国における経済開発の必要性に鑑みて一定の例外を認めるGATT第18条の規定に適合していれば、当該TRIMsを維持することができる。
③衡平規定	TRIMsを課されている既存企業が競争上不利とならないように上述①の経過期間中は新規の投資企業に対しても同等のTRIMsを適用することができる。

### （3）TRIMs 撤廃期限の延長

TRIMs 協定は、WTO 協定発効日から 90 日以内に、TRIMs 協定に適合しない TRIMs を物品理事会に対して通報することを加盟国に対して義務づけ（第 5.1 条）しており、27 か国から TRIMs の存在が通報された（WTO 設立後に加盟したメンバーによる TRIMs の通報については後述）。

各国は、第 5.1 条に基づき通報した TRIMs を所定の経過期間内に廃止する義務を負っており（第 5.2 条）、上記の通報国については、延長が物品理事会によって決定されない限り（後述）、原則として、1999 年末をもって経過期間が満了した。

しかし、廃止につき特別の困難があることを立証する開発途上加盟国（後発開発途上国を含む。）については、要請に基づき、物品理事会が、通報した TRIMs に係る経過措置を延長できる（第 5.3 条）。2001 年 11 月、チリ、アルゼンチン、コロンビア、フィリピン、メキシコ、マレーシア、パキスタン、ルーマニア及びタイについては、2003 年 12 月末（ただし、ルーマニアについては同年 5 月末、フィリピンについては同年 6 月末）まで TRIMs 撤廃の経過期間を延長することが決定された（延長決定に至る経緯の詳細については 2014 年版不公正貿易報告書 372 頁以下を参照）。

2001 年 11 月に延長決定された各国の TRIMs に

関し、アルゼンチン、チリ、コロンビア、タイ、メキシコ、マレーシア、ルーマニアは、予定どおり 2003 年末までに TRIMs を撤廃した。他方、フィリピンは、自動車に関するローカルコンテンツ要求及び為替規制について段階的に削減し、2003 年 7 月 1 日をもってそれぞれ 0%としたが、その他に 60%のローカルコンテンツ要求をしている分野があり、関連政令の施行は停止されているものの撤廃には至っていない。パキスタンは、自動車分野におけるローカルコンテンツ要求について、同年 12 月に再度 2006 年 12 月末までの延長申請を行ったが、2006 年 3 月の物品理事会において、当該延長要請の公式撤回を希望する（残存している一部の TRIMs については撤廃する意向である）旨の発言を行った。その後、問題のあった「Deletion Program」は 2006 年 7 月で廃止、代わって「Tariff Based System」が導入された。ただし、この措置は地場自動車メーカー用 CKD 部品には 35%、それ以外は 50%の関税を課すなど、現地化を促す内容となっており、事実上の「ローカルコンテンツ」要求である可能性がある。以上のとおり、第 5.1 条に基づき WTO 協定成立直後に通報された TRIMs は現在では原則として撤廃されているものの、必ずしも全ての措置について明確に撤廃が確認されているわけではない点に留意が必要である。なお、2005 年 12 月の香港閣僚宣言では、後発開発途上国の TRIMs について、同宣言 30 日後から約 2 年以内に物品理事会に通報された既存の措置は 2012 年 12 月 18 日まで維持することができ、同宣言後新規に導入された措置で、導入後 6 ヶ月以内に物品理事会に通報されたものは最長 5 年間維持できるが、いずれの措置も（物品理事会の決定により延長されたとしても）2020 年には撤廃されなければならないとされた。しかし、これまで同宣言に基づく TRIMs の通報は行われていない。

近年 WTO 新規加盟国が加盟議定書に基づく TRIMs の通報を行った例として、2013 年 1 月、ロシアが WTO 加盟に際して、協定に整合しない TRIMs として、自動車分野における「工業品組み立て」投資規制を加盟国に対して通報していた。本 TRIMs は、ロシアが加盟議定書によって、2018 年 7 月 1 日までに撤廃する旨約束したうえで留保したものである。また、2015 年 11 月、カザフスタンが WTO 加盟に際して、石油・ガ

ス・鉱業セクター及び自動車分野における協定非整合な TRIMs を通報しており、前者は 2021 年 1 月 1 日までに、後者は 2018 年 7 月 1 日に撤廃することを約束した。

#### （４）TRIMs 委員会

TRIMs 協定の運用及び実施に関する事項を加盟国間で議論する場として、同協定に基づき TRIMs に関する委員会（TRIMs 委員会）が設置されている（第 7 条）。同委員会は、2012 年以降は定期的に年 2 回開催されており、物品理事会に与えられた任務<sup>1</sup>を遂行し（第 7.2 条）、物品理事会に対する年次報告を行う（第 7.3 条）他、TRIMs 協定に非整合的である可能性がある加盟国の個別具体的な措置に関して、加盟国間で継続的な意見交換を行う場として活用されている。

#### （５）経済的視点及び意義

TRIMs は、短期的には、実施国にとって産業保護・育成の手段となり、また、国際収支の悪化に歯止めをかける効果があると考えられることから、開発途上国を中心に実施されてきた。また、先進国による自由な投資を制限する一面があるものの、同時に開発途上国の産業発展の基盤整備に資する側面もあり得る。

しかしながら、中長期的には、自由な投資活動を阻害することによって、当該国の経済発展に悪影響を及ぼす可能性が大きい。例えばローカルコンテンツ要求措置として、進出する製造企業が現地国産部品の使用を義務づけられた場合、当該措置の実施国の部品産業は十分な競争にさらされることなく生産を行うこととなり、国際競争力が高まらないだけでなく、進出企業にとっても高品質で割安な輸入品を使用できないため、結局完成品の国際競争力が向上しないといったような問題が起こる可能性がある。更に、当該国内の消費者もコストの高い製品の購入を余儀なくされるという不利益があり、それがゆえに国内需要の拡大も阻害され、結果として当該国の経済の発展にマイナスとなる可能性がある。

<sup>1</sup> 過去に物品理事会が TRIMs 委員会に授権した任務としては、2002 年～2007 年までに行われた TRIMs 協定 4 条及び 5.3 条に関する開発途上国に対する特別かつ異なる待遇（S&D）の提案の検討がある。

## 2. 主要ケース

### (1) インドー自動車政策 (DS146 (175))

1997年12月、自動車産業に対して製造業者と商業省との間で、新ガイドラインに基づく覚書(MOU)の作成・署名を義務づける等を内容とした新自動車政策を発表した(商工省通達 No. 60)。本政策中には、TRIMs 協定に照らし以下の問題点が含まれている。すなわち、最初の輸入部品(CKD、SKD)の輸入通関日から3年以内に50%、5年以内に70%の国内部品調達率の達成が義務づけられているほか、自動車ないしは同部品の輸出義務が操業3年目から課され、4年目からは、その輸出義務達成度に応じて輸入部品(CKD、SKD)の輸入量が規制されることとなっており、輸出入均衡要求が含まれている。なお、インドは、本政策発表以前から合弁自動車企業に対し、自動車部品の輸入に係る輸入許可証の発行条件として、法に基づかない行政指導としてローカルコンテンツ要求や輸出入均衡要求を含む覚書(MOU)の締結を求めている経緯があり、これも TRIMs 違反の疑いが強い措置であったが、上記新自動車政策は、同行政指導を制度化したものである。

1998年10月には、EU が協議要請を行い、我が国は米国とともに本協議に第三国参加を行った。同年12月に第1回協議が開催されたが解決には至らず、2000年11月、EU の要請によりパネルが設置され、日本は第三国として参加した。また、1999年6月には米国が協議要請を行い、我が国は、EU とともに第三国参加を行った。同年7月に第1回協議が開催されたが解決には至らず、2000年7月、米国の要請によりパネルが設置され、日本をはじめ EU、韓国が第三国参加した。同年11月末、これら2件のパネルは単一パネルに併合された。

インドは、本件に先立って、米国より WTO 協議・パネル設置要請された自動車を含む特定品目に係る輸入制限措置の上級委員会での敗訴を受けて、1999年12月、2001年4月1日までに輸入制限を撤廃する旨米国との間で合意しており、これを受けて、2000年4月1日より714品目の、2001年4月1日

より715品目の数量制限措置を撤廃した。そして、係る措置撤廃を受けて、商工省通達 No. 60 を2001年9月に廃止したが、2001年3月31日までに発生した輸出義務は継続しており、本政策は完全に撤廃されたとは言えない状況であったところ、上記単一パネルは、同年12月に商工省通達 No. 60 及びこれに基づいて締結された MOU が、GATT 第3条、第11条に違反すると判断した。パネル報告書の内容を不満とするインドは、2002年1月31日、上級委員会に上訴したが、同年3月14日上訴を取り下げた。

その後、インド政府は同年8月、2001年3月末までに発生した輸出義務の履行についても廃止を行い、本件自動車政策は完全に撤廃された。

### (2) カナダ・オンタリオ州による太陽光パネル等に関するローカルコンテンツ要求(国産品優先補助金)(DS412、426)

カナダ・オンタリオ州は2009年5月「グリーンエネルギー及びグリーン経済法(“Green Energy and Green Economy Act, 2009”)」を制定し、太陽光・風力・バイオマス等の再生可能エネルギーを促進するためにかかるエネルギーの固定価格買取制度(フィード・イン・タリフ(FIT)制度)を導入した。同州は、発電事業者がFIT制度に参入する場合の条件として、一定の価値がオンタリオ州内で付加された太陽光発電設備や風力発電設備を使用することを義務づけた。

本措置により、同州内においてFIT制度に参入しようとする事業者に、ローカルコンテンツ要求を満たすため、輸入品よりもオンタリオ州産の太陽光パネル等を購入するインセンティブが生じ、輸入品が競争上不利に扱われている。

日本政府は、カナダ・オンタリオ州政府によるこうした措置は、国内産品と輸入品を差別的に扱うことを禁じたGATT第3条(内国民待遇義務)、TRIMs 協定第2条及び国産品優遇を条件に補助金を交付することを禁止した補助金協定第3.1条(b)に違反するとして、2010年9月にWTO紛争解決手続了解に基づく

二国間協議要請を行った。さらに、2011年6月にはパネル設置要請を行い、2012年12月、パネルの最終報告書が公表された。同報告書は、我が国の主張を概ね認め、カナダがGATT第3条及びTRIMs協定第2条等に違反して不当な州産品優遇を行っている旨の判断を示した。その際、GATT第3条第8項(a)に規定される政府調達例外はTRIMs協定第2条にも適用されるとした（本件措置がGATT第3条第8項(a)に該当しない旨の判断につき、第II部第2章2. 主要判例（5）参照）。ただし、補助金協定第3条違反（禁止補助金）については、補助金認定の要件となる利益の存在が立証されていないとして違反を認定しなかった。2013年2月、カナダはパネル判断を不服として上訴し、同年5月、上級委員会報告書が発出された。上級委員会報告書は、結論においてパネル報告書の判断を支持し、GATT第3条及びTRIMs協定第2条違反を認定する一方で、

補助金協定第3条違反は立証不十分として認定しなかった。

### （3）ブラジルによる自動車に関するローカルコンテンツ要求（工業製品税の条件付き減税（国産品優先補助金））（DS472、497）

第I部第11章参照。



## ローカルコンテンツ要求の協定整合性判断基準

## 1. 問題意識

ローカルコンテンツ要求（典型的には国産部品の使用要求を指すが、本稿では、国産の完成品の使用要求や、文脈によって国内サービス等の使用要求も含める。）は、①国内産業育成の直接的・効果的手段であるが、同時に、②輸入品より国産品を優遇する直接的な内外差別でもある。

この点、ローカルコンテンツ要求の②（内外差別）の側面に関しては、WTO協定上、例外規定（GATT第3条8項各号や正当化事由）を充足しない限り、内国民待遇義務に違反する可能性が高い。また、ローカルコンテンツ要求は、協定整合的な手段（国内生産者に対する生産補助金等）と比べ、効果の予測可能性・透明性が低く、国内調達コストが上がる点で、産業政策としての合理性にも疑義がある。

しかし、実態としては、①（国内産業育成）の側面の有意性から、重要な国内産業を育成・拡大する手段として各国がなお活用している。また、明白な協定違反にあたることを避けるため、措置の設計が複雑化する傾向がある。

この点、ローカルコンテンツ要求は、GATT第3条4項の他TRIMs協定2条1項にも不整合であることから、近年特にTRIMs委員会において各国のローカルコンテンツ要求が頻繁に議論されており、TRIMs委員会や物品理事会における議論では解決しなかった措置が紛争解決手続で争われる例も多い。近年TRIMs委員会や紛争解決手続で取り扱われたローカルコンテンツ要求の事例は、以下のようなものがある。

- ブラジル：自動車・情報通信分野の優遇税制（DS472/497）<sup>1</sup>
- インドネシア：4G LTE機器規制<sup>2</sup>、TV機器規制、情報通信分野ライセンス規制、医療機器規制、鉱物資源規制（鉱業法）<sup>3</sup>
- 中国：地方政府の医療機器調達、ネットワー

ク基幹製品規格規制等（サイバーセキュリティ法）<sup>4</sup>

- ロシア：自動車投資関連措置、電子機器等に関する国有企業の国産品・国産サービス使用義務
- トルコ：医薬品の製造・輸入・販売規制（DS583）
- 米国：航空機分野の優遇税制（DS487）
- 各国新エネ事業（FIT）：カナダ（オンタリオ州）による措置（DS412/426）<sup>5</sup>、米国地方政府による措置（DS510）、インドによる措置（DS456）

また、今後、コロナ禍の影響で、一定の国内供給力を担保する目的で、政府調達を中心にローカルコンテンツ要求が増加する可能性もある。このような状況を踏まえると、ローカルコンテンツ要求について改めて、例外・正当化事由該当性を含めて協定整合性の判断基準を整理し、濫用を防止し貿易・投資環境の予測可能性・安定性を担保する意義が高いといえよう。近年措置の複雑化に伴い先例による判断基準の発展も見られることから、本稿では、関連する規律や先例の示す判断基準を確認し、ローカルコンテンツ要求として議論される措置の類型をアップデートする。

## 2. 国産品使用要求に関する規律

## (1) WTO 協定：原則（内国民待遇義務・内外差別禁止）

## ① 物品

- GATT第3条4項：物品に関する内外差別禁止。国産品に対して輸入品より有利な待遇を与えることを禁じる、WTO協定中のもっとも原則的な規律のひとつ）<sup>6</sup>
- TRIMs協定第2条1項・附属書1条(a)：貿易関連投資措置における物品の内外差別禁止。GATT第3条4項とほぼ同義。例示とし

<sup>1</sup> 本報告書第 I 部第 11 章（内国民待遇）参照。

<sup>2</sup> 本報告書第 I 部第 3 章 3. インドネシア（貿易関連投資措置）参照。

<sup>3</sup> 本報告書第 I 部第 3 章 3. インドネシア（数量制限）参照。

<sup>4</sup> 本報告書第 I 部第 1 章（サービス貿易）参照。

<sup>5</sup> 本報告書第 II 部第 2 章 2. 主要ケース(5)参照。

<sup>6</sup> 同第 2 章 1. (2) (c)参照。

て、国産品の購入・使用要求（特定産品、特定産品の数量・額、特定産品の数量・額に対する比率のいずれを定めているかを問わない）を挙げる。<sup>7</sup>

- TBT協定第2条1項：物品の基準・規格に関する内外差別禁止。<sup>8</sup>
- 補助金協定第3.1条(b)：国産品使用優遇補助金の禁止。禁止補助金であり、他国の著しい害の立証は不要。<sup>9</sup>

## ② 知財

- TRIPS協定第3.1条：知的所有権の保護<sup>10</sup>に関する自国民の待遇と他国民の待遇の差別の禁止。<sup>11</sup>

## ③ サービス

- GATS第17.1条：サービス提供に影響を及ぼす措置に関するサービス及びサービス提供者の内外差別の禁止。約束表に記載した分野に限定され、約束表の規定する条件に従う。<sup>12</sup>

なお、GATS上の内外差別禁止については、対象となる「サービス」には、サービスという概念の性質上、製造業は含まれない。また、GATS上の内外差別禁止の範囲は各国の約束表の記載に制約されるところ、一般に、インフラ事業等の一定類型のサービスについては、約束表上内外差別禁止を約束していない／留保している国が多い。ただし、規制事業自体について約束していない場合であっても、当該規制が規制事業に関連する他の事業にも影響を及ぼす場合、当該関連事業における約束内容に違反する可能性に留意する必要がある。例えば、物流・小売分野については何らかの約束している国が多いところ、規制事業の原材料等入手において国内資本サプライチェーンの使用を要求する優遇措置は、小売・物流事業における内外差別

に当たる。

## (2) WTO 協定：例外

上記(1)の内外差別禁止規定に不整合な措置であっても、下記の①GATT第3条8項例外等や②正当化事由に該当する場合は、協定上許容される。なお、ローカルコンテンツ要求の措置国が挙げる典型的な規制目的には、産業発展、雇用創出、イノベーション促進、安全保障等がある。

### ① GATT・GATS 固有の例外<sup>13</sup>

- 政府調達例外（GATT第3条8項(a)<sup>14</sup>、GATS第13条1項<sup>15</sup>）：政府機関による政府用調達にはGATT第3条やGATS第17条を適用しない旨の規定。ただし、商業目的の措置は例外に含まれない点に留意を要する。
- 国内生産者補助金例外（GATT第3条8項(b)<sup>16</sup>）：国内生産者に直接交付される補助金（税減免は含まない）にはGATT第3条を適用しない旨の規定。ただし、本例外から、国内生産者に直接交付されるという事実のみをもって内外差別に当たるとはならないが、措置に内外差別の要素が別途含まれる場合（明示的な国産部品使用要求等）は本例外の射程外であり、やはりGATT第3条4項不整合とされうる。<sup>17</sup>
- なお、TRIMs協定はGATTのすべての例外規定を準用している（TRIMs協定第3条）。

### ② 正当化事由（一般例外・安全保障例外）

- GATT・GATS：①健康・環境保護、国内法令遵守等の具体的規制目的を限定列挙した一般例外及び②安全保障例外の規定を有する<sup>18</sup>。なお、TRIMs協定において準用される点①と同様。

<sup>7</sup> 同第9章1(2)参照。

<sup>8</sup> 同第11章1.(2)②(b)(i)参照。

<sup>9</sup> 同第7章1.(2)②(b)参照。

<sup>10</sup> TRIPS協定3.1条上の「保護」は、知的所有権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に関する事項並びにこの協定において特に取り扱われる知的所有権の使用に関する事項を含む。（TRIPS協定脚注3）

<sup>11</sup> 本報告書第II部第13章1.(2)参照。

<sup>12</sup> 本報告書第II部第12章1.(2)②(b)(ii)参照。

<sup>13</sup> GATT第3条8項例外は、TRIMs協定上の内外差別に対しては、TRIMs協定第3条によって準用される。

<sup>14</sup> 本報告書第II部第2章1.(2)②(a)参照。

<sup>15</sup> 同第12章1.(2)(c)(iii)参照。

<sup>16</sup> 同本報告書第II部第2章1.(2)②(b)参照。

<sup>17</sup> Appellate Body Reports, *Brazil - Taxation* (DS472/497), para. 5.95; *US - Tax* ので *Incentives* (DS487), para. 5.16 (ただし、後者は補助金協定第3.1条(b)不整合の余地に関する判示)。

<sup>18</sup> 本報告書第II部第4章参照。

- TRIPS協定： ①パリ条約・ベルヌ条約等で規定されている例外が準用され（TRIPS協定第3.1条）、②知財類型ごとに、「権利者の正当な利益を不当に害さない」限り権利の例外を設定できる等の規定ぶりにより、規制目的を例示しない一般的な例外の余地が規定され（著作権に関する同協定第13条、商標に関する第17条・第20条、特許に関する第30条等）、また、③横断的な安全保障例外規定（同協定第73条）をおいている。
- TBT協定： 独立した例外規定を有さないが、先例上、正当な規制上の区別に起因する区別は、不利益待遇・差別に当たらないとされ、TBT協定第2.1条該当性自体が否定される。<sup>19</sup>
- 補助金協定： 独立した例外規定を持たない。GATT等の正当化事由は適用・準用されないとする解釈が有力。

上記のうち、①の政府調達例外・国内生産者例外は、それぞれ政府調達に限って、又は、国内生産者であることのみを条件としている場合に限り適用される点で、射程は比較的限定される。また、②の正当化事由も、GATT及びGATSに関しては、該当する規制目的が限定列举とされているので、例外・正当化事由に該当する場合は比較的限定されているともいえる。

この点、事業遂行に必要な合理性のある能力・基準（供給安定性、コスト削減等）の設定に伴って生じる区別は、上記例外に列举された正当化事由に該当しないとしても、そもそも内外差別に該当しないとする余地がある。例えば、①物品の用途上、当然に必要とされる性質であれば、当該用途に供しうる物品とそうでない物品は「同種の」製品ではないと解する余地や、②当該性質を有さない製品を使用することが事業遂行に悪影響をもたらすような場合の「区別」は物品の「差別」に

あたらないと解する余地があると思われる。

### （3） 投資協定

投資に関連して行われるローカルコンテンツ要求については、各種投資協定に含まれる一般的な規律として下記①—③等が重疊的に問題となりうる。なお、投資協定は、投資後の待遇を保護する「保護型」といわれる伝統的なタイプと、投資の参入障壁に関する自由化約束も含む「自由化型」といわれるタイプに大別される。<sup>20</sup>そのため、保護型の投資協定では、投資参入に際するローカルコンテンツ要求は原則として保護の対象とならない点に留意が必要である。

#### ① パフォーマンス（特定措置の履行）要求の禁止

投資受入国である締約国が、他方の締約国の投資家の投資・事業活動の条件として、特定措置の履行を要求することを禁止する規定であり、ローカルコンテンツ要求（現地調達要求）が禁止措置に含まれる例もある。ただし、禁止対象とされる特定措置の態様は各投資協定によって異なる。<sup>21</sup>なお、投資仲裁判断例では、国内産業保護目的ではなく締約国の文化継承目的であることが考慮され違反と判断されなかったもの<sup>22</sup>や、輸出制限要求の禁止に関する事案であるが、投資後に投資家が投資前に了承していた内容よりパフォーマンス要求を強化する措置について、パフォーマンス要求（輸出制限要求）禁止規定違反を認めたものがある。<sup>23</sup>

#### ② 内国民待遇義務

同様の状況下にある相手国の投資家又はその投資財産に対して国内投資家又はその投資財産より不利な待遇を与えることを禁じる規律である。<sup>24</sup>

ただし、上記のとおり「保護型」（投資前の待遇についてはそもそも自由化を約束していない）協定や、投資前の段階の内国民待遇義務について

<sup>19</sup> 第 II 部第 11 章 1. (2)②(b) (i) 参照。

<sup>20</sup> 第 III 部第 5 章（投資） 1. (2)①参照。

<sup>21</sup> 第 III 部第 5 章（投資） 1. (2) (e) 及び各種協定における具体的内容のバリエーションについて図表 II-5-4 参照。

<sup>22</sup> *Lemire v. Ukraine*, ICSID Case No. ARB/06/18, Decision on Jurisdiction and Liability, 14 January 2010, paras. 499-511. (ラジオ局の放送時間のうち 5 割以上についてウクライナ産音楽を放送すべき旨の措置について、米＝ウクライナ間投資協定上のパフォーマンス要求禁止規定に反すると主張された事案)

<sup>23</sup> *Rusoro Mining Ltd., v. Venezuela*, ICSID Case No. ARB(AF)/12/5, Award, 22 August 2016, paras. 584-595. (金輸出規制について、投資前は輸出可能量を生産量の 85%以下とする規制であったものが、投資家に 50%以下に強化された点について、ベネズエラ間投資協定上のパフォーマンス要求禁止規定（投資財産設立・取得時及び投資後双方を規律）に違反すると判断されたもの)

<sup>24</sup> 第 III 部第 5 章（投資） 1. (2) (b) 参照。

は事業によって留保をおいている協定もある。

投資前の段階の要求が規律対象になっているか否かの違いはあるものの、ローカルコンテンツ要求におけるは、一般的に投資協定に含まれている内国民待遇義務が問題となりうる。しかし、ある事業類型について投資前段階の内国民待遇義務が約束されていない場合、当該事業類型に関して、投資後の内国民待遇義務を問うるかは明確ではない。ただし、投資後に、投資決定時に想定された内容を超える過剰な負担が課される場合、投資後の段階で新たに発生した内外差別的な要求として、投資後段階の内国民待遇義務違反にあたるのではないかはお問題となりうる。

### ③ 公正衡平待遇義務

公正衡平待遇義務は、内国民待遇や最恵国待遇が他の投資家に対する待遇との関係で相対的に内容が決定されるのに対して、絶対的に維持すべき一定の水準の待遇を規定するものである。<sup>25</sup>公正衡平待遇義務の具体的内容は、各投資協定の趣旨・目的、関連条項の文言や文脈、個別具体的な事情等によって決定され、一義的に定義できるものではない。よって、ローカルコンテンツ要求一般について公正衡平待遇義務が認められるものではない。

ただし、投資仲裁判断上、投資段階において、投資受入国が投資家に特定の表明・約束を行った結果、投資家が「正当な期待」を有し、投資受入国がこの「正当な期待」に反する行為をした場合に公正衡平待遇義務違反が認められうる旨の判示が蓄積している。<sup>26</sup>よって、投資後に課されたローカルコンテンツ要求が、投資家が投資時に投資受入国の特定の表明等から生じる「正当な期待」に反するものである場合等、事案によっては、公正衡平待遇義務違反を認めうる余地がある。

### 3. ローカルコンテンツ要求に関する主要先例

#### (1) GATT 第3条4項

先例上、本条の「不利益な待遇」要件該当性については、以下のような判断基準が形成されている。<sup>27</sup>

- 係争措置は、国産品と輸入品間の競争条件を輸入品に不利に変更するか。<sup>28</sup>国産品を使用するインセンティブを創出するか。<sup>29</sup>
- 措置の設計、構造、期待される運用に基づき、措置が競争条件を変更し、潜在的な差別効果を持つことが認められるか。なお、措置による「実際の」貿易制限効果の立証は不要。<sup>30</sup>
- 措置が明示的に国籍によって産品を差別している法令上 (de jure) の差別に限らず、事実上 (de facto) の差別も含まれる。<sup>31</sup>
- 民間の任意行為 (政府との契約等) も、政府措置と関連性 (nexus) があれば、国の措置としての国産品使用「要求」に当たる。<sup>32</sup>

#### (2) 国産品使用補助金 (補助金協定第3.1(b)の特殊性)

先例上、国産品使用を条件とする補助金措置であるというためには、当該補助金措置が、国産品使用のインセンティブを創出していることや、国産品使用増加に帰結しうることだけでは足りず、国産品使用が補助金交付の「条件」となっていることまで認められる必要がある、とされている。<sup>33</sup>この点、国産品・国産部品の使用を直接的な条件とせず、生産工程の国内実施要件を課した補助金については、これまで、本条不整合とする確定判断例は出ていない。

補助金協定第3.1条(b)上の国産品使用条件は、国産品使用のインセンティブの創出では足りないとされた点で、上記(1)のGATT第3条4項上の判断基準よりも充足されにくいと思われる。これは、補助金協定上正当化事由が規定されていないことや、GATT第3条4項違反と補助金協定第3.1条(b)違反では協定上予定されている救済態様が異

<sup>25</sup> 第III部第5章(投資)1.(2)(c)参照。

<sup>26</sup> 法務省「公表されている主要な投資仲裁判断例の分析に関する調査研究(先決的抗弁・実体法的論点)報告書」(<http://www.moj.go.jp/content/001264979.pdf>) II.2 公正衡平待遇 pp. 52 以下。

<sup>27</sup> 主要先例の概要につき、Appellate Body Report, *EC - Seal* (DS400/401), para. 5.101 参照。

<sup>28</sup> Appellate Body Report, *Thailand - Cigarettes (Philippines)* (DS371), para. 128.

<sup>29</sup> Appellate Body Report, *Brazil - Taxation* (DS472/497), para. 5.254, Panel Report, *India - Autos* (DS146/175), para. 7.201.

<sup>30</sup> Appellate Body Report, *Thailand - Cigarettes (Philippines)* (DS371), paras. 128-130.

<sup>31</sup> Appellate Body Reports, *US - Clove Cigarettes* (DS406), para. 177 and 179; and *Korea - Various Measures on Beef* (DS161), para. 137.

<sup>32</sup> Panel Report, *Canada - Autos* (DS139/142), para. 10.107.

<sup>33</sup> Appellate Body Reports, *Brazil - Taxation* (DS472/497), paras. 5.248 and 5.254; *US - Tax Incentives* (DS487), paras. 5.17-5.18.

なること（禁止補助金については、遅滞ない廃止の勧告や短期の審理・手続期間が必要とされる（補助金協定第4.7条、第4.8条、第4.9条、第4.12条））等が背景にあるとも思われる。

### （3） 国内生産者補助金例外（GATT 第3条8項(b)等）

国内生産者に交付する補助金として例外に該当するか否かの判断にあたっては、当該補助金措置が、国内「生産」を条件としているに留まるのか、それとも、国産品の「使用」・「購入」を条件としているのかがひとつの判断基準となりうる。ただし、例えば、措置の建て付け上、補助金の交付を受けるためには輸入品の使用を排除している必要がある場合は、国産品の使用を条件としていると評価できる旨の主張については、これまで上級委員会は判断を回避している。<sup>34</sup>

### （4） 政府調達例外（GATT 第3条8項(a)）

政府調達例外に該当するためには、政府調達の対象製品と差別されているとされる輸入品が競争関係にある必要がある。例えば、FIT措置において、優遇付与対象は電気であり、差別が主張されている輸入品は発電設備機器である場合、両者は競争関係にないため、当該FIT措置は本例外の対象とならない。<sup>35</sup>

なお、本例外の政府用途要件に関し、政府用途（for governmental purpose）であるか商業目的（for commercial sale）であるかの判断基準については、現状有意な判断例が少ないものの、「長期的にみて損失を出さないか」等を提示した判断例がある。<sup>36</sup>

## 4. ローカルコンテンツ要求にあたるか否かが議論される措置の類型

実務上、国内産業を育成・拡大する目的で実施する国産品・国内事業者・国内サービス等を優先するないし結果として優先される側面を持つ措置には、下記のような様々なバリエーションがありえ、このような措置に関しては、本稿で挙げたような各種規律に照らしたルール整合性を検討する

意義があるといえよう。<sup>37</sup>ただし、下記の例は何ら網羅的ではなく、必ずしもルール違反にあたらぬものも含み、個別具体的な措置の建て付けによってもルール整合性の判断は異なりうる点に留意する必要がある。

### ① 国内産品／地元産品の調達要求

直接的な物品の内外差別（GATT 第3条4項違反）に当たりうる措置である。この点、正当化事由として限定列挙されている正当な規制目的を持つ措置であっても、一般的には、同種の産品（物理的性状、用途、消費者の嗜好等は同一である産品）について、輸入品ではなく国産品である必要があることは認めにくくため、各種正当化事由に多く含まれる必要性要件等を満たしにくく、正当化されにくいと思われる。

また、法令の文言上「国」を基準に差別していないとしても、事実上の内外差別として違反認定されうることに留意が必要である。協定上の「要件」や「待遇」文言は広義なので、国産品の使用が必要条件として規定されているわけではなく考慮要素又は加算要素に含まれるにすぎない場合であっても、先例に基づけば、国産部品・国産品を使用するインセンティブを与える措置であれば、協定違反と解される可能性がある。また、国産品の使用が考慮要素等として法令上明示されていない場合であっても、実際の審査で積極的に考慮した事例が積み上がると、「事実上の」加点要素・審査項目（事実上の差別待遇）としてやはり協定違反と解される可能性がある。

### ② 国内サプライチェーン保有要求

①と同様に事実上の内外差別も違反とされうる点や、川下業種次第では GATS 上の内外差別禁止違反に該当する可能性（対象事業自体について内外差別禁止義務を約束していなくても、川下事業については約束している可能性があるため）に留意が必要である。

<sup>34</sup> Appellate Body Report, *US -Tax Incentives* (DS487), para. 5.34.

<sup>35</sup> Appellate Body Reports, *Canada - Renewable Energy* (DS412/426), para. 5.63; and *India - Solar Cells* (DS456), para. 5.40.

<sup>36</sup> Appellate Body Report, *Canada - Renewable Energy* (DS412/426), para. 5.71.

<sup>37</sup> 以下では WTO 協定にのみ言及しているが、WTO 協定に不整合ではない措置であっても、投資後に投資時に予想できなかった過大な追加負担が要求される場合は、投資協定上の公正衡平待遇義務違反等に該当する余地は残ると思われる（上記2（3）参照）。

**③ 工程の一部のみの国内化要求**

上記1で挙げたブラジルの税制優遇措置、ロシアの自動車補助金、米国の航空機補助金等の事案で議論された／議論されている措置であり、「国内生産」補助金例外（GATT3 第8条8項(a)）に該当するのかが、同例外の射程外なのかが問題となる。上記3（3）のとおり、まだ判断例による判断基準は明確化されていないが、措置の建て付け上輸入品の使用が許容されるか否かは、少なくとも考慮要素のひとつにはなりうると思われる。

**④ 混合基準（知財、部品、サービス、雇用等を混合して一定の国内・国産比率を達成すればよいとする措置）**

上記1で挙げたインドネシアの4G携帯規制等が該当する。協定違反にあたらない態様で要件を充足することが可能な場合（例えば雇用要素のみで必要な比率を充足したとき等）がありうるが、例えば国産部品の使用が考慮

要素として含まれば、国産品使用のインセンティブを付与する措置にはあたるため、協定違反にあたる可能性はある。

この点、先例では、カナダ-FIT（オンタリオ州）ケースパネル判断は明示的な判断を避けた<sup>38</sup>ものの、米国-再生エネルギー（太陽光パネル）ケースパネル判断は、物品と雇用の混合基準について、国産品使用のインセンティブを与えるとして物品の内外差別禁止義務違反を認定している。<sup>39</sup>

**⑤ 工場・物流拠点又はR&D拠点の国内設置**

物品の（事実上の）差別にあたる可能性は低いと思われるが、GATSの内外差別（特に物流事業について約束していない場合）に留意が必要である。

**⑥ 地元・国内雇用比率の最低基準設定**

物品の差別には当たらず、留意点は⑤と同様。

<sup>38</sup> Panel Report, *Canada - Renewable Energy* (DS412/426), para. 7.163（係争措置では、国産のサービスではローカルコンテンツ比率を満たさず、国産の物品を使用する必要があることから、物品の内外差別を認定）。

<sup>39</sup> Panel Report, *US - Solar Cells* (DS510), paras. 7.322-7.324（設備コストの50%以上について国産品を使用するか、又は、設備設計において州内雇用75%以上を達成することを要件とする措置）。

